

(事 務 連 絡)
業 庫 第 1 1 号
2018 年 2 月 16 日

委託国庫送金事務取扱金融機関
国庫金当座振込事務取扱金融機関 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

**「全国銀行データ通信システムを利用した国庫金振込関係事務の
取扱いにかかる留意事項」について**

国庫金振込関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年のことではありますが、所得税の確定申告受付開始等に伴い、2月下旬から、国税還付金振込事務を中心に全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」といいます。）を利用した国庫金振込関係事務が繁忙期を迎えます。

つきましては、全銀システムを利用した国庫金振込関係事務を、より円滑に運営する観点から、別紙の留意事項について、関係者（特に、営業店等為替担当部署でご担当されている方）にご周知くださいますよう、お願いいたします。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局 国庫業務課 国庫送金業務グループ

電話番号 03-3279-1111（代表）（内線 3241）

全国銀行データ通信システムを利用した国庫金振込
関係事務の取扱いにかかる留意事項

1. 全銀システムの一般通信（照会、依頼または連絡）を利用して、口座番号や口座名義などの振込明細データの要項に関する照会および依頼人（振込請求官庁）の連絡先にかかる照会を行わないでください。

なお、振込明細データの要項に誤りがあり、内部手続に則して振込ができないと判断された場合には、振込不能として報告してください。

日本銀行は、「一般通信」（通信種目コード：8101、8102 または 8103）による照会に対応しておりません。依頼人（振込請求官庁）の連絡先にかかる照会につきましては、電話にてお願いいたします。

⇒ 「全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領」（平成 23 年 10 月 28 日付業庫第 89 号別紙 1。以下「全銀要領」といいます。）Ⅱ. 1. (1) イ、(注 2)、同 (2) イ、(注 3)、同 (3) イ、(イ) (注 2) および同 (3) ロ、(イ) (注 3) において、「全銀システムの一般通信による照会を行わない」旨を記載していますので、今一度ご確認ください。

2. 振込不能報告は、振込の可否を確りと確認したうえで、可能な限り速やかに行ってください。

(1) 振込処理において、エラー等が発生^(注1)し振込ができない場合には、振込明細データの要項および受取人口座の設定状況等、その原因をよく確認したうえで、振込可能なものは振込を行ってください。

(注 1) 地方公共団体等の指定金融機関として資金管理事務を行う中で、同団体等の口座宛での振込について、予め自動振込対象外等の設定を行っているようなケースでも、注意をお願いします。

(2) 振込不能報告^(注2)を受けた明細については、振込請求官庁において受取人に対する振込先口座情報の確認などを行った後、再振込等を迅速に行う必要がありますので、**振込不能報告は可能な限り速やかに行ってください。**

なお、振込請求官庁からは、「**振込不能事由に『9：その他』を極力使用しないよう**」要請を受けておりますので、ご協力方お願いいたします。

(注 2) 国家公務員給与の振込明細データにかかる振込不能の報告は、可能な限り振込依頼日当日に行ってください。ただし、やむを得ない事情により振込依頼日当日に振込不能の報告を行うことができなかった場合には、振込依頼日の翌営業日に行ってください。

⇒ 「全銀要領」Ⅱ. 1. (1) ロ、(注 2) をご参照ください。

- (3) 振込依頼日（振込明細データの依頼人欄に記録されている振込依頼日）から起算して8営業日目以降に振込不能の報告を行う必要のあることが判明した場合には、日本銀行業務局国庫送金業務グループに連絡し、その指示に従ってください。

⇒ 「全銀要領」Ⅱ. 1. (1) ロ、(注3)、同(2)ロ、(注4)および同(3)イ、(ハ)(注4)をご参照ください。

- (4) このほか、振込不能報告の取扱いに関して、ご不明な点等があれば、日本銀行業務局国庫送金業務グループに連絡し、その指示に従ってください。

3. 振込不能報告の入力は、次の点に留意して取扱ってください。

- (1) **振込不能報告として送信する振込返却明細データの中の振込明細管理キー等は、資金種別によって次表のとおり異なります^(注1)ので、十分にご注意ください。**

(注1) 振込明細管理キーと通信種目コード等の組合せもご確認ください。

資金種別	振込返却明細データ	振込明細管理キー	通信種目コード または データコード
歳出金集中払(国家公務員給与を除く) 歳入歳出外現金集中払	(テレ為替) 歳出金集中払振込返却明細	冒頭に数字「 <u>2</u> 」を含む <u>20桁</u>	通信種目コード 8510
歳出金集中払(国家公務員給与に限る)	(テレ為替) 歳出金集中払振込返却明細	冒頭に英字「 <u>H</u> 」を含む <u>20桁</u>	通信種目コード 8510
国税還付金	(新ファイル転送) 国税還付金振込返却明細	冒頭に英字「 <u>K</u> 」を含む <u>14桁(15~20桁はスペース)</u>	データコード 5110
年金給付金	(新ファイル転送) 年金振込等返却明細	冒頭に数字「 <u>6</u> 」を含む <u>17桁(18~20桁はスペース)</u>	データコード 5120

- (2) 振込不能報告として送信した(1)の振込返却明細データに誤りがある場合には、日本銀行においてエラーとなり振込不能報告の処理対象外となります。**エラーがあった場合には、原則、エラー日当日の16時頃に日本銀行から電話にて連絡しますので、データを修正のうえ翌営業日に改めて正しい報告を行ってください^(注2)。**

(注2) エラー日当日は、振込不能資金が日本銀行当座勘定から引落されませんので、その旨資金繰り担当部署に連絡してください。

4. 振込不能報告の資金返れいにおいて、日本銀行当座勘定が残高不足とならないように十分にご注意ください。

- (1) 振込不能報告に基づく送金資金の返れいは、次表のとおり、日本銀行において国庫金の種類（歳出金、歳入歳出外現金、国税還付金および年金給付金）別に依頼先金融機関の日本銀行当座勘定から引落します。

振込不能報告にかかる国庫金の種類	振込不能報告に基づく日本銀行当座勘定からの引落時刻の目安 (延長日)
歳出金、歳入歳出外現金 (テレ為替によるもの)	15時40分～16時 (16時40分～17時)
国税還付金、年金給付金 (新ファイル転送によるもの)	15時40分～16時 (15時40分～16時)

資金繰り担当部署とも連携のうえ、当座勘定に残高不足が発生しないよう十分注意してください。

なお、上記資金の引落日は、日本銀行が振込不能報告を受けた（受信した）日となります。振込不能報告の日本銀行への送信が、一旦、自庫のセンターや共同センター等を経由する場合には、必ずしも送信日＝日本銀行による引落日にならないことがありますので、日本銀行へのデータ送信日を十分にご確認ください。

- (2) 全銀システムを利用した国庫金振込関係事務の振込不能報告にかかる当座勘定からの引落しは日本銀行が行いますので、原則^(注)として、貴方が日銀ネットにより引落しの入力を行う必要はありません。**誤って日銀ネットにより「資金返れい」を行うことのないよう、引き続きご注意ください。**

(注) 貴方が日銀ネットにより引落しの入力を行うのは、障害等のため全銀システムを利用した振込不能報告ができない場合や、日本銀行から国庫送金依頼書により振込を依頼したものが振込不能となり、送金資金を返れいすることを指示された場合など特定の取引に限られます。

⇒ 「全銀要領」Ⅱ. 2. (2) をご参照ください。

5. 国税還付金および年金給付金にかかる振込要項の補正依頼を行う場合には、次の点に留意して取扱ってください。

- (1) 振込返却明細データの送信は、同一の振込明細管理キーについて、振込

不能または補正依頼のいずれか1回限りです。

- (2) 補正依頼にかかる振込返却明細データに誤りがある場合には、日本銀行においてエラーとなり補正依頼の処理対象外となります。エラーがあった場合には、原則、エラー日当日の16時頃に日本銀行から電話にて連絡しますので、データを修正し、翌営業日以降、改めて正しい報告を行ってください。

6. 歳出金および歳入歳出外現金にかかる振込要項の補正依頼を行う場合には、日本銀行指定の書式により、書面でご提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

- (1) 「振込要項補正依頼書（歳出金・歳入歳出外現金集中払用）」（「全銀要領」書式第1号）をご提出の際は、作成例をご確認のうえ、取扱ってください。

なお、同一の振込要項について、既に同様の補正依頼を行っている場合には、改めて、これを行う必要はありません。

- (2) (1) の依頼書の取扱店および提出先は、以下のとおりです。

日本銀行本店との当座勘定取引の有無	取扱店	提出先
日本銀行本店と当座勘定取引のある金融機関	日本銀行本店と当座勘定取引のある店舗	日本銀行本店
日本銀行本店と当座勘定取引のない金融機関	当該金融機関の本店等を業務区域内に有する日本銀行支店と当座勘定取引のある店舗	左記取扱店と当座勘定取引のある日本銀行支店

以 上